

20-1 不 服 審 査

(1) 異 議 申 立 て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			みなす 審査請 求件数	本 年 度 処 理 済 件 数							本年度 未 決 繰 越 件 数
	前年度 未決繰 越件数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数			みなす 取 下	取 下	却 下	棄 却	全 部	一 部	変 更	
		処 分 に 係るもの	不作為に 係るもの						取 消	取 消	その他	
平成9年度	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
10	75	150	－	15	1	35	5	146	2	4	－	17
11	17	162	－	2	－	36	5	95	1	18	－	22
12	22	156	－	2	－	19	3	83	3	10	－	58
13	58	160	－	7	－	9	18	128	2	22	－	32
14	32	190	－	－	－	28	18	129	5	10	－	32
14	32	253	7	－	－	30	14	137	23	36	－	52
申告所得税	14	75	7	－	－	10	7	53	8	10	－	8
源泉所得税	1	2	－	－	－	1	－	1	－	－	－	1
法 人 税	1	54	－	－	－	7	－	30	7	4	－	7
相 続 税	6	30	－	－	－	5	－	10	－	－	－	21
贈 与 税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消 費 税	2	44	－	－	－	3	－	19	5	12	－	7
法人特別税等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方消費税	2	40	－	－	－	3	－	19	3	10	－	7
酒 税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
徴 収 関 係	6	8	－	－	－	1	7	5	－	－	－	1
合 計	32	253	7	－	－	30	14	137	23	36	－	52

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「異議申立て」のなされたものを掲げた。

用語の説明：1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 みなす取下とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

4 取下とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。

6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。

7 取消又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。